

提案書作成要領

提案書は、本要領に従って作成してください。

なお、提案書の作成にあたっては、【資料 1】「提案仕様書」に記載する令和 8 年度及び令和 9 年度の業務内容の全てを対象とすること。

1 提案内容

【資料 1】「提案仕様書」及び【資料 3】「評価基準」の趣旨を十分に踏まえ、下記(1)～(10)の項目について、提案者が有する知識、経験及びノウハウを最大限に活かした提案を行うこと。

なお、提案にあたっては、本市公式ホームページの概況、使用している CMS や外部サービス、その他現時点で認識している課題等を整理した「提案にあたっての補足資料」を参考とすること。当該補足資料は、提案競技参加事業者のみに提供する。

(1) 対象範囲・方針設定

提案者は、サイトの分類(CMS 管理下サイト、CMS 管理外サイト等)ごとの対象範囲及びその整理の考え方を明示したうえで、各サイトの現状把握及び課題整理を行うとともに、本市公式ホームページ全体として最適なサイト構成、コンテンツ管理及び運用体制・方法のあり方を検討するための実施手順、手法について、具体的かつ分かりやすく示すこと。

あわせて、成果物の内容及びイメージを示すこと。

(2) 現状分析

提案者は、本市公式ホームページ及び CMS について、利用状況、運用状況及びシステム構成等の現状を把握し、課題、求められる機能・要件並びに今後の情報発信基盤のあり方を検討するための分析観点を明示したうえで、分析対象範囲、実施手順、分析手法及び課題整理の進め方について、具体的かつ分かりやすく示すこと。

あわせて、分析結果の取りまとめ方法並びに成果物の内容及びイメージを示すこと。

(3) 先進事例・技術調査

提案者は、他自治体等における先進事例並びに CMS、市場サービスその他関連技術の動向を効果的に調査するための調査観点を明示したうえで、調査対象範囲、実施手順、調査手法及び調査結果を踏まえた本市における活用方策や適用可能性の整理方法について、具体的かつ分かりやすく示すこと。

あわせて、調査結果の取りまとめ方法並びに成果物の内容及びイメージを示すこと。

(4) 本市公式ホームページ及び CMS の将来方針案の策定

提案者は、本市公式ホームページ及び CMS の今後のあり方及び方向性を示す将来方針案を策定するに当たり、その考え方及び方針案に盛り込むべき項目を明示したうえで、作成手順及び検討手法について、具体的かつ分かりやすく示すこと。

あわせて、成果物の内容及びイメージを示すこと。

また、将来方針案が、機能・要件の整理、市場調査、調達仕様書の作成及び事業者選定にどのように活用されるかについて、具体的かつ分かりやすく示すこと。

(5) 将来方針案を踏まえた要件整理等

提案者は、将来方針案を踏まえた要件整理等の実施方針について、市場調査の手法及び進め方並びにその結果を踏まえた機能・要件の整理方法を、具体的かつ分かりやすく示すこと。

また、情報分類の見直しにあたって、情報分類案の作成及び個別ページの分類整理に関する助言その他必要な支援の内容並びにサイト構造案の作成に係る考え方を、具体的かつ分かりやすく示すこと。

さらに、本市公式ホームページ及び CMS に係る導入・運用・保守に要する費用の算出方法並びに費用の妥当性を確保するための考え方を、具体的かつ分かりやすく示すこと。

あわせて、機能・要件整理結果、情報分類案、サイト構造案、費用概算等の成果物の内容及びイメージを示すこと。

(6) 本市公式ホームページ及び CMS に係る調達支援

提案者は、要件整理の結果を踏まえた本市公式ホームページ及び CMS の調達支援の方針について、調達仕様書案、事業者選定基準案、提案要求事項、評価項目、評価方法その他調達に必要な資料の作成方法並びに調達に係る技術的支援の内容及び実施方法を、具体的かつ分かりやすく示すこと。

また、公平性及び競争性を確保するための考え方を、具体的かつ分かりやすく示すこと。

あわせて、調達仕様書案及び調達関連資料の成果物の内容及びイメージを示すこと。

(7) その他支援

提案者は、本業務の目的達成に資する独自の提案、追加支援策その他有益と考える事項がある場合は、その内容、期待される効果及び実施方法について、具体的かつ分かりやすく示すこと。

(8) プロジェクト管理

提案者は、上記(1)から(7)までの提案内容を踏まえ、令和 8 年度及び令和 9 年度における本業務全体のスケジュールを示すとともに、各業務の実施時期及び各成果物の提出時期を具体的に示すこと。

また、本業務の遂行にあたり、福岡市及び提案者の役割分担を明確にしたうえで、それぞれが実施する主な作業内容及び主要な意思決定の場面について、可能な限り具体的に示すこと。

さらに、本業務を円滑かつ確実に遂行するための進捗管理、課題管理及びリスク管理を含むプロジェクト管理手法の考え方について、具体的かつ分かりやすく示すこと。

(9) 実績

令和 3 年度から令和 7 年度までの間に、国、都道府県、市又は独立行政法人が発注した同種又は類似業務の受託実績について、発注者名、業務名、業務概要、履行期間及び提案者の担当内容が分かるよう具体的に記述すること。なお、発注者名を記載できない場合は、「政令指定都市」「中核市」「独立行政法人」等の表記に代えることができる。

(10) 実施体制

本業務を遂行するための体制及び配置予定の要員について、各要員の役割、資格、業務経歴等を具体的かつ詳細に記述すること。

※成果物に係る著作権等の権利の取扱い

本業務の成果物に係る著作権は、福岡市に帰属するものとする。福岡市は作成したデータを活用し、自ら、又は受託者若しくは第三者に委託して、修正、再編集その他必要な加工、印刷、他自治体への提供等を行うことができるものとする。

ただし、受託者が契約締結前から保有する独自技術、ノウハウその他の知的財産権を利用することにより、成果物の利用、開示、修正等に制限が生じる場合は、その内容及び範囲を提案書に明記すること。

2 提案書の作成方法

(1) 記載方法

【資料 3】「評価基準」に掲げる項目ごとに、提案内容を分かりやすく記載すること。提案書の項目番号は、原則として1-(1)-①-ア-(ア)の順で付すこと。また、図表番号等については図と表それぞれの連番とし、図表の題名を付与すること。

実績については様式 7、実施体制については様式 8、価格については見積書(様式任意)を提出すること。

なお、見積書作成にあたっては、次の事項に留意すること。

- ・「1 提案内容(8) プロジェクト管理」において提案する全体スケジュール、各業務の実施時期及び各成果物の提出時期を踏まえ、令和 8 年度分の見積書及び令和 9 年度分の参考見積書をそれぞれ別に作成すること。
- ・企画提案書に記載している事項を実施するために必要な経費は、すべて見積りに含まれるものとして、内訳を具体的に記載すること。
- ・日本円で消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載すること。
- ・令和 8 年度分については、「提案競技実施要項」で示した契約上限金額(令和 8 年度契約分)を上限とするので留意すること。追加提案等も含めた令和 8 年度分見積書の記載金額が当該上限額を超過した場合は失格とする。

(2) 形式

A4 判横、横書きの印刷物とする(両面印刷可)。

(3) 枚数

概ね 20～30 ページにまとめること(表紙、目次及び見積書はページ数に含めない)。

(4) 文字サイズ

文字サイズは、12 ポイント以上とする(図表中の文字については除く)。フォントの指定はない。

(5) カラー

文字、写真等については、白黒又はカラーのいずれでも可とする。

(6) 部数

正本 1 部、副本 7 部を提出すること。

また、提案書及び見積書の電子データ(PDF 形式)を電子メールにより提出すること。電子データは副本と同一内容とすること。

※副本及び電子データには、企業名、企業ロゴその他提案者を特定できる情報を記載しないこと。企業名は、参加資格の通知時に割り当てられた提案者番号(例:A 社)を記載すること。

正本の表紙には、あて名「(あて先)福岡市長」、標題「福岡市公式ホームページ改善支援業務委託提案書」、提出年月日、提案者名(企業名)及び担当窓口(担当部門、担当者、連絡先、電子メールアドレス)を記載すること。また、実績表(様式 7)、実施体制(様式 8)及び見積書(様式任意)を添付すること。

副本の表紙には、標題「福岡市公式ホームページ改善支援業務委託提案書」、提出年月日、参加資格の通知時に割り当てられた提案者番号(例:A 社)を記載し、クリップ留めで提出すること。また、実績表(様式 7)、実施体制(様式 8)及び見積書(様式任意)を添付すること。

(7) 目次

提案書表紙の次ページは、目次とすること。

(8) ページ番号

提案書には、表紙、目次及び見積書を除き、ページ番号を一連で付すこと。

3 その他留意事項

(1) 提案書には、全体にわたって提案者名(企業名)が分かるような記述は一切しないこと。

やむを得ず記述した場合は、副本については黒塗りし、分からないようにすること。

(2) 契約締結後の実現可能性について、十分考慮したうえで提案すること。

(3) 専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、図や表などを適宜使用するなど見やすく明確な提案書を作成すること。

(4) 提案書等で使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語と日本国通貨とすること。

(5) 最優秀提案者は契約相手方候補者となるため、その提案内容を基本として、福岡市と契約締結に向けた協議及び手続を行うものとする。